



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 12 日 (火)
第 8 4 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (88) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (89) (〃) 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (90) (中部総合事務所農林局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (91) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (92) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (93) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (94) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (95) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (4) 4
◇ 公 告	平成25年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5

告 示

鳥取県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年2月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市和田町字上灘東3082地先まで	6.1~41.3	295.0
		米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から同市和田町字新川尻3119-1地先まで	19.4~39.1	233.0
	変更後	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市和田町字上灘東3082地先まで	6.1~44.2	302.0

鳥取県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年2月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市和田町字上灘東3082地先まで	平成25年2月12日

鳥取県告示第90号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年2月12日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業天神野地区農業用排水	平成24年12月20日

鳥取県告示第91号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルフィス	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	平成25年 2 月 7 日	通所介護

鳥取県告示第92号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルフィス	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	平成25年 2 月 7 日	介護予防通所介護

鳥取県告示第93号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人厚生会	米子中海病院	米子市彦名町1250	平成25年 1 月 31 日	平成21年 3 月 31 日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定訪問介護事業所	米子市東福原一丁目 5 - 16	〃	平成25年 2 月 28 日	訪問介護

鳥取県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人厚生会	米子中海病院	米子市彦名町1250	平成25年1月31日	平成21年3月31日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定訪問介護事業所	米子市東福原一丁目5-16	〃	平成25年2月28日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第95号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成24年12月11日 鳥取県指令第201200139681号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市東福原一丁目5-60
野口 泰

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第4号**

平成25年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年2月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年2月20日（水） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 平成24年度選挙表彰被表彰者（委員長・委員）の決定について
(2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年2月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		27名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額204,000円のほか諸手当が支給される。（採用までに給与改定があった場合はそれによる。）

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの
- (2) 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者
- イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成25年5月12日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成25年6月17日（月）から同月19日（水）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成25年5月23日（木）に鳥取県庁本庁舎、中部総合事務所及び西部総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年7月16日（火）に鳥取県庁本庁舎、中部総合事務所及び西部総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験合格者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成25年10月1日

に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年 4 月 5 日（金）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年 4 月22日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年 4 月 5 日（金）午前 0 時から同月17日（水）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。